

岡崎市私立幼保連携型認定こども園等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市内の私立幼保連携型認定こども園等の教育及び保育内容の充実を図るため、予算の範囲内において岡崎市私立幼保連携型認定こども園等運営費補助金（以下「市費補助金」という。）の交付を行うことに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼保連携型認定こども園等 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）第17条第1項の認可をうけた幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園をいう。
- (2) 市費補助事業 市費補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助対象事業を実施する施設の設置者（以下「補助事業者」という。）とする。

(市費補助金の対象経費等)

第4条 この市費補助金の対象となる経費、算定方法、交付額等は、別表1の通りとする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他補助事業によりその経費が交付される場合は、補助対象経費としないものとする。

(市費補助金の交付の申請)

第5条 市費補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1号による市費補助金交付申請書に市費補助金の交付に市長が必要

と認める書類を添え、事業に着手するまでに提出しなければならない。

（市費補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて調査等を行い、市費補助金の交付の適否を決定するものとする

2 市長は、市費補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 補助事業者は、市費補助金の交付の決定を受けた場合において、市費補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号による市費補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、市費補助事業が完了したときは、その市費補助事業完了後10日以内に、様式第3号による市費補助事業実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。

（市費補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき市費補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

（市費補助金の交付）

第10条 市費補助金は、前条の規定による市費補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（交付決定の取り消し）

第11条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、市費補

助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により市費補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市費補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市費補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(市費補助金の返還)

第12条 市長は、市費補助金の交付決定を取り消した場合において、市費補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に市費補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える市費補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

対象となる経費	補助基準額及び算定方法	補助率	補助金の使途
人件費	必要配置人数において、別表 2 の市配置基準と国配置基準の差により生じる人件費相当額。 別表 3 に定める算出方法で算定された額を補助基本額とする。	補助基本額1/3	当該認定こども園に配置された職員の給与、賃金及び各種保険料等事業主負担金
健康診断に要する経費	①内科健診 受検園児数×550円 ②歯科診 受検園児数×460円 ③尿検査 受検園児数×226円 ※各健診 1 回につき受検園児が定員を超える場合は定員数を上限とする。また、健診回数は 2 回を上限とする。	補助基本額10/10	学校医に支払われる報酬費、委嘱費又は委託料

国基準：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 第五条 3 項

市基準：岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 第 3 条

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 第 3 条

別表 2 配置基準（差がある年齢区分のみ）

区分	1 歳	2 歳
市配置基準	4 人	5 人
国配置基準	6 人	6 人

別表 3

人件費の算定方法は以下のとおりとする。	
(1)	毎月初日の年齢区分ごとの児童数をもとに、市配置基準での必要配置人数を算出する（小数点第2位以下切り捨て）。
(2)	(1)と同様に国配置基準での必要配置人数を算出する。
(3)	(1)と(2)の差から上乗せ配置人員を求める。
(4)	(3)で求めた各月の上乗せ配置人員に、別表4の補助単価の12分の1を乗じて得た合計を補助基本額とする。

別表 4 補助単価

区分	補助単価は、基準額1，2を比べ低いほうとする	
基準額1	令和7年度保育所職員の本俸基準額（6/100地域）	485万円
基準額2	施設の保育教諭の平均給与	